

令和3年度指導監査計画

和歌山県社会福祉法人指導監査要綱（以下「監査要綱」という。）第6条第1項の規定に基づき、令和3年度に実施する指導監査に係る指導監査計画を下記のとおり定める。

記

1 指導監査の実施方針

- (1) 法人に対する指導監査は、「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」（平成29年4月27日雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号厚生労働省三局長連名通知（最終改正：令和2年9月11日）。以下「指導監査実施要綱の制定について」という。）に基づき実施する。
- (2) 指導監査の実施については、社会福祉法人（以下「法人」という。）がその経営する社会福祉事業の種別歴史的沿革、立地条件その他の事情により、それぞれ創意工夫のもとに運営されていることに鑑み、個々の法人の運営努力を勘案し、形式的、画一的な指導にならないよう留意する。
- (3) 指導監査の過程においては、責任者からの事情聴取のみに終始することなく、直接の担当者から話を聞くなどし、相互信頼を基礎として十分意見交換を行い、実施することに留意する。
- (4) 指導監査の結果、問題点が見つかったときは、単に指摘するに留まることなく、その発生原因を追及し、法人の業務運営の改善に資するよう助言・指導的な立場で実施することに留意する。
- (5) 指導監査の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症のまん延状況を考慮し、この計画の規定にかかわらず、実施時期、指導監査の具体的方法等を変更する場合がある。

2 実施時期等

前年度の指導監査の実施状況を踏まえ、原則として、令和3年7月から令和4年2月までの間において、関係機関と日程調整の上、指導監査を実施する。

また、県が所管する法人であって、施設を和歌山市が所管する法人については、日程を合わせて実施するよう務める。

3 指導監査の具体的方法

- (1) 体制
指導監査は、2名以上の職員で実施する。
- (2) 実施通知

原則として、指導監査実施日の約2か月前に対象法人に対し、次の各号を示した実施通知を行う。

ただし、必要に応じ随時実施する指導監査については、当日実施通知を行う。

- 一 指導監査の根拠法令
- 二 指導監査の日時
- 三 担当職員名
- 四 その他必要な事項

(3) 事前提出書類

- 一 指導監査を効率的に進めるため、法人又は施設から、事前提出資料の提出を求めるものとし、その様式は別に定める。
- 二 提出期限は、監査実施日の約2週間前を目途とする。

(4) 指導監査実地調書

- 一 指導監査実地調書は、「指導監査実施要綱の制定について」の別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」に基づき別に定める。

(5) 指導監査実施時間

指導監査に要する時間は、1法人に対し、原則として1日とし、概ね午前10時から午後4時までの5時間程度とする。

4 指導監査後の措置

- (1) 指導監査終了後、法人理事長、施設長等関係職員の出席を求め、指導監査の結果及び改善を要すると認められた事項について、講評及び指示を行い、後日文書により文書指摘事項及び口頭指摘事項に分け通知を行う。
- (2) 文書指摘事項については、2か月程度の期限を付し、具体的な改善措置状況を、挙証書類を添付のうえ報告を求め、必要に応じて改善状況について確認のため再調査を実施する。
- (3) 口頭指摘事項については、文書による回答は求めないが、早急に改善措置を求めるものとし、次回の指導監査で改善状況等を確認する。

5 指導監査実施法人

- (1) 令和元年度以降に指導監査を実施していない法人
- (2) 監査要綱第7条第2項の規定に該当しない法人
- (3) 法人運営等に問題が発生した法人

6 指導監査重点事項

令和3年度における指導監査の重点事項は、別表のとおりとする。

別表

- 1 改正後の社会福祉法人制度に基づき法人の運営が適切に行われ、法人のガバナンスが確立されているか。
- 2 内部牽制に配慮した業務分担、自己点検を行う等、適正な会計処理を行い、社会福祉法人会計基準に基づく必要な決算書類が整備されているか。